

(れいわ ねん がつついたち い こうさいよう)
【令和9年1月1日以降採用】

しょうがい かた たいしょう
障害のある方を対象とした

せ た が や く じ どう か ん ぎ ょう む い ん よ う む ぼ し ゅ う あ ん な い
世田谷区児童館業務員用務 募集案内

1 職務内容

くりつじどうかん ようむぎょうむ せいそう しょうどくなど かんきょうせいび けいさぎょう
区立児童館における用務業務 (清掃、消毒等の環境整備、軽作業など)

2 勤務場所

せ た が や く な い ぜん い き くりつじどうかん
世田谷区内全域の区立児童館

※ 任用期間の途中又は再度任用時に、勤務場所が変更となる場合があります。

3 応募資格

つぎ かのう ぼう し かく が い どう かた ち ほうこう む い ん ほうとう せんこう う
次の(1)から(3)までのいずれかの応募資格に該当する方。ただし、地方公務員法等で選考を受けることができないとされている方(4ページ参照)は応募できません。

(1) 身体障害者手帳の交付を受けている方

(2) 療育手帳の交付を受けている方(※)又は児童相談所などにより知的障害者であると判定された方

※療育手帳の名称は、交付している地方公共団体により異なる場合があります。

たとえば、東京都が交付している療育手帳については「愛の手帳」という名称が付されています。

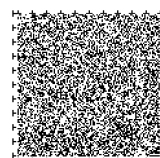
(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

※交付申請中の場合は応募できません。応募資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。

※第2次選考当日に手帳等を確認します。また、その後採用までの間に手帳の提示を求めることがあります。採用された後も障害者雇用状況調査のため、手帳等の提示を求めることがあります。

4 募集人数

じやつかんめい
若干名



5 勤務条件

- (1) 任用期間 令和9年1月1日以降から令和9年3月31日まで
※勤務実績を考慮し、能力実証を行った上で、再度の任用をする制度があります。
- (2) 勤務日数 月16日 (年間スケジュールは、折り込みの別紙2カレンダーのとおり)
- (3) 勤務時間 1日3時間 午前9時30分から午後0時30分まで
※原則として超過勤務はありませんが、公務のために緊急の必要がある場合は、所定の勤務時間以外に超過勤務をお願いすることがあります。
- (4) 給与等 給与月額 77,931円 (令和8年度現在。地域手当含む。)
※ 期末・勤勉手当 一定の要件を満たす場合は、期末・勤勉手当の支給があります。
※ 交通費別途支給
- (5) 社会保険等 適用がありません。
- (6) 公務災害補償等 公務災害補償等が適用となります。
- (7) 休日 原則、日曜日・月曜日・祝日
- (8) 休暇 年次有給休暇その他条例等に規定する休暇等の制度があります。
- (9) 身分 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員
- (10) その他 ① 地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合には懲戒処分等の対象となる場合があります。
②勤務場所は、原則として敷地内禁煙です。

6 選考方法

- 第1次選考 書類選考
- 第2次選考 面接及び実技(業務遂行に必要な作業) ※ 令和8年11月14日(土曜日)予定

7 選考結果

- 第1次選考結果は、合否に関わらず全員の方に郵送します。
- 令和8年11月4日(水曜日)を過ぎても結果通知が届かない場合は、お問い合わせください。

8 申込方法

次のとおり、申込書等を世田谷区総務部人事課人事係へ提出してください。また、ご提出いただいた申込書等の返却はできませんので、予めご了承ください。

(1) 用紙記載による方法

①及び②の書類を下記申込期間中に人事課人事係（区役所東棟5階501番窓口）へ提出してください。

①『障害のある方を対象とした世田谷区児童館業務員用務採用選考申込書兼履歴書』

※裏面の応募の動機、抱負は、原則として申込者本人が自筆してください。自筆が難しく、他の方が代筆した場合は、その旨を記載してください。ただし、署名欄については、必ず申込者本人が自筆してください。

②『世田谷区における勤務経歴等確認票』

【申込期間】

郵送申込：令和8年10月1日（木曜日）～10月15日（木曜日）【必着】

※封筒に朱書きで「採用選考申込（児童館業務員用務1月1日以降採用）」と記載してください。

持参申込：上記郵送申込期間の月曜日から金曜日まで 午前8時30分～午後5時

(2) インターネットによる方法

区のホームページ「オンライン手続き」内の「職員募集」から手続きしてください。

【申込期間】

令和8年10月1日（木曜日）～10月15日（木曜日）【（午後5時まで受信有効）】

※期間中に正常に受信したものを有効とし、採用選考の申込みを完了した旨を記載したメールを送信します。このメールが届かない場合は、受付期間中に必ず人事課人事係へお問い合わせください。

※申込み時に顔写真の電子ファイルを添付しなかった場合は、必ず①郵便にて別送または、②窓口まで持参してください（①は10月15日（木曜日）必着、②は10月15日（木曜日）午後5時まで）。別送の場合は写真の裏面に氏名、到達番号（申込み受付後に送信されるメールに記載）を忘れずにご記入ください。

（こちらの二次元コードからも区のホームページにアクセスが可能です。）⇒



9 障害のある方を対象とした会計年度任用職員の募集に関する説明会

(1) 日時：令和8年10月7日（水曜日）午前11時30分から

(2) 場所：喜多見児童館 喜多見2-10-40 （申込時に集合場所をご案内します。）

(3) 参加方法：参加を希望する場合は、令和8年10月6日（火曜日）正午までに「11 提出先・問い合わせ先」に①氏名②連絡先（電話番号又はファックス番号）③参加を希望する人数（障害のある方及び付添の方1名の合計2名まで）を電話又はファックスにてお知らせください。

(4) その他

①説明会の参加の有無については、選考結果には影響しません。

②定員を超えた場合は、参加をお断りすることがあります。

10 その他

採用後に、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を行う場合があります。ご了承ください。（詳細は、折り込みの別紙1を参照）

11 提出先・問い合わせ先

世田谷区 総務部 人事課 人事係（区役所東棟5階501番窓口）

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 電話：03-5432-2104（直通）

ファックス：03-5432-3009

【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）。